

小学校入学前の就学援助制度(新入学学用品費)についてのお知らせ

☆小学校入学前の就学援助制度(新入学学用品費)の前倒し支給について

津幡町では経済的な理由により、お子さんの就学が困難と認められる保護者の方々に対して学用品費・給食費など、学校にかかる費用の一部を援助する就学援助制度を設けております。

この就学援助制度の支給費目の1つである新入学学用品費につきましては、通常は平成31年度認定分として平成31年8月に支給となりますが、小学校入学前に支給を希望される保護者の方には、その時期を前倒しして平成31年3月までに支給することができます。

対象者

平成31年度津幡町立小学校に入学予定児童の保護者のうち、町の支給認定基準を満たしている方。

ただし、

(1) 津幡町立小学校以外の小学校へ入学される場合は、対象となりません。支給後に津幡町立小学校以外の小学校へ入学することが判明した場合は、返還いただくことになります。

(2) 前倒し支給の認定となった方は、再度、平成31年度就学援助制度の申請をしていただく必要があります。平成31年度に就学援助制度の認定とならなかった場合は、返還いただくことになります。

※本制度の申請をしなかった場合でも、平成31年度就学援助制度を申請して4月当初からの認定となった場合は、平成31年8月に新入学学用品費を支給いたします。

支給認定基準と申請時に必要となる書類

(1) 支給認定基準

①所得額による認定(詳細については、裏面の目安額を参考にしてください。)

②平成29年度または平成30年度に次の措置を受けた方

- a 生活保護を停止または廃止された方 b 市町村民税を減免された方 c 個人事業税を減免された方
d 固定資産税を減免された方 e 国民年金保険料を免除された方 f 国民健康保険税を減免された方
g 児童扶養手当を支給されている方

(2) 申請時に必要となる書類

- ・申請書
- ・必要添付書類(次の①または②)
 - ① 平成29年中の源泉徴収票の写し、または平成30年度所得証明書の写し
 - ② 上記a~g 該当の証明書等の写し

注) 平成30年1月2日以降に町外から転入した方は、平成30年度所得証明書につきましては平成30年1月1日にお住まいの市町村が発行したものを添付してください。
また、申請には同一世帯の所得のある方全員の所得確認資料が必要となります。

裏面もご覧ください。

提出期日と提出先

申請書に必要事項を記入のうえ、**平成30年12月21日（金）までに町教育委員会学校教育課**に提出してください。期日を過ぎますと小学校入学前の支給ができなくなりますので、平成31年4月に通常の申請をしていただくことになります。

前倒し支給額

新入学学用品費（支給認定児童1人当たり） **40,600円**

支給方法

申請書に記入された振込口座に平成31年3月上旬までに支給します。

申請書を記入する上での注意点

- （1）「家族の状況」は、児童と同居の家族全員を記入してください。
- （2）「税務関係書類等調査承諾書」には成年の世帯員全員が記入してください。
（ただし、未成年でも収入のある世帯員は記入してください。）
- （3）2人以上申請する児童がいる場合は、申請書をそれぞれ1枚提出してください。この場合の添付資料は1通でかまいません。
- （4）振込希望口座欄の口座名義人は、必ず申請者（保護者）本人の個人名義（会社や店舗名の肩書のつかないもの）の普通口座を記入してください。ただし、認定されない場合は、口座番号を記入されても援助費の支給はできませんので、ご了承ください。

認定の取消について

新入学学用品費をその目的以外の為に使用したとき、または虚偽の申請をしたときは、認定を取り消す場合があります。

（参考）所得額による認定についての目安額について

平成29年中の所得額（注1参照）（家族全員の合計所得額）が下表の方が、認定の目安となります。

家族構成	3人家族(父,母,子1人)	4人家族(父,母,子2人)	5人家族(父,母,祖母,子2人)
所得額	213万円以下程度	258万円以下程度	298万円以下程度

（参考）給与所得者の上記の額は、「給与等の収入金額の合計額」にすると下記のようになります。

給与等の収入金額の合計額	330万円以下程度	390万円以下程度	440万円以下程度
--------------	-----------	-----------	-----------

注1 所得額とは、給与所得者は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。

事業所得者は、収入から必要経費を差し引いた後の金額です。

（問合先） 津幡町教育委員会 学校教育課 TEL288-6700
〒929-0342 津幡町北中条3丁目1番地
津幡町文化会館シグナス2階

小学校入学前の就学援助制度(新入学学用品費)申請書

平成 年 月 日 (提出日)

(あて先)

津幡町教育委員会

申請者 (保護者)	郵便番号			
	住 所			
	平成 30 年 1 月 1 日の住所(上記と同じ場合記入不要)			
	氏 名	Ⓜ		
	自宅電話		自宅以外の連絡先	

小学校入学前の就学援助制度について、次のとおり申請します。つきましては、次の4点について承諾します。

- ①援助の審査に必要な、生活保護法に基づく教育扶助の受給状況の調査
- ②援助の審査に必要な、申請者本人及び世帯全員の町民税の課税状況等の調査
- ③援助の審査に必要な、申請時における児童扶養手当の受給状況の調査
- ④援助の審査に必要な、児童の属する世帯全員の持家状況の調査

児童	入学 予定校	小学校		フリガナ	30年度受給 該当の兄弟		有 ・ 無	
		氏 名	氏 名	氏 名	生年 月日	H 年 月 日生		
家族の 状況(上記 児童を除く 全員)	氏 名	保 護 者 との続柄	生 年 月 日	勤務先・学校名・学年・組	所得額又は収入額(H29)			
		保 護 者 本 人	M S T H					
			M S T H					
			M S T H					
			M S T H					
			M S T H					
			M S T H					
住宅の 形 態	1. 自家 2. アパート等 (家賃月額 円)							

なお、小学校入学前の就学援助費(新入学学用品費)は下記の口座へ振り込んでください。

金 融 機関名	銀行	本 店 支 店 出張所	フリガナ	
	信用金庫		口座名義人	
	農協		普通預金の口座番号	

※下記の欄は、申請者本人以外の成年の世帯員は全員記入してください。(未成年でも収入のある世帯員は記入してください。)

税務関係書類等調査承諾書			
(あて先) 津幡町教育委員会			
小学校入学前の援助制度の審査に必要な下記の調査について承諾します。			
①生活保護法に基づく教育扶助の受給状況の調査	②町民税の課税状況等の調査		
③申請時における児童扶養手当の受給状況の調査	④持家状況の調査		
(各自署名・押印してください。)			
氏名	Ⓜ	氏名	Ⓜ
氏名	Ⓜ	氏名	Ⓜ